

# 児童手当・児童扶養手当・児童育成手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度のご案内

★中野区内に住民登録があり、下記に該当する方は、手当の支給や医療証の交付が受けられます。(内容が変更する場合があります)  
 ★児童を養育している方が複数いる場合、主として生計を維持している程度の高い方(所得が高い方)が申請者となります。

令和6年10月1日

制度の名称		受給要件	支給の制限等	持参するもの
児童手当 国制度		出生から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの児童を養育する者 ※公務員の方は、原則として勤務先での申請となります。独立行政法人等に所属されている場合は、担当までお問合せください。	制度改正により、令和6年10月分から所得制限が撤廃になりました。	○申請者の健康保険証の写し(個人番号等マスキングしたもの) ※各種共済組合員(私立学校教職員共済を除く)の方のみ。 ○申請者名義の振込先口座(普通預金)が確認できるもの
ひとり親家庭等の手当・医療費助成	児童扶養手当 国制度	出生から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの児童(中度-愛の手帳1・2・3度程度、身体障害者手帳1・2・3級程度以上の障害のある児童の場合は20歳未満まで)で次のいずれかの状態にある児童を養育する者 ● 父母が離婚した児童 ● 父または母が死亡した児童 ● 父または母が重度の障害を有する児童 【身体障害者手帳1・2級程度(内部障害・精神障害含む)】 ● 父または母が生死不明である児童 ● 父または母に1年以上遺棄されている児童 ● 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ● 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ● 母が婚姻によらないで懐胎した児童	所得制限有・裏面限度額参照 ※所得の確認は右の◎印による  ①児童が、社会福祉施設(母子生活支援施設・保育園・通園施設等を除く)に入所している場合。 ②申請者が異性と同居(同居していない場合でも児童の監護・養育の状況)により、 <u>事実婚が認められる場合。</u> ③健康保険に加入していない場合。※マル親のみ ④生活保護を受給している場合。※マル親のみ  注)支給開始から5年又は要件該当から7年のいずれか先に経過した時点で、手当額の2分の1が支給停止される場合があります。※児童扶養手当のみ	○申請者の戸籍謄本 ※受理証明書等で仮申請可 ○児童の戸籍謄本 ○申請者及び児童の健康保険証の写し ○申請者名義の振込先口座(普通預金)が確認できるもの ○父または母が重度の障害を有する場合は、障害に応じた所定の診断書 ※障害基礎年金(1級)を受けている方または障害の種類・程度により、「身体障害者手帳」の写しの提出で診断書を省略できる場合があります。 ○外国籍の方は、その他要件により必要となる証明書があります ○公的年金併給者は「公的年金給付等受給証明書」等を求める場合があります。
	ひとり親家庭等医療費助成(マル親)	出生から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童を養育する者 ● 上記、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成に同じ		
	児童育成手当	20歳未満で障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育する者 ● 「愛の手帳」1・2・3度程度の児童 ● 「身体障害者手帳」1・2級程度の児童 ● 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の児童	所得制限有・裏面限度額参照 ※所得の確認は右の◎印による  児童が、社会福祉施設(母子生活支援施設・保育園・通園施設等を除く)に入所している場合。	○児童の障害に応じた所定の診断書 ※障害の種類・程度により、「身体障害者手帳」または「愛の手帳」の写しの提出で診断書を省略できる場合があります。 ○申請者名義の振込先口座(普通預金)が確認できるもの
障害のある児童を養育する方の手当	障害手当	20歳未満で障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育する者 ● 「身体障害者手帳」1・2・3級程度の児童(下肢障害については4級の一部を含む。) ● 「愛の手帳」1・2・3度程度の児童 ● 同程度の「内部障害」「精神障害」がある児童 ● 重複障害 (複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。)	所得制限有・裏面限度額参照 ※所得の確認は右の◎印による  ①児童が、社会福祉施設(母子生活支援施設・保育園・通園施設等を除く)に入所している場合。 ②障害児が障害を支給事由とする公的年金の給付を受けている場合。	○児童の障害に応じた所定の診断書 ※障害の種類・程度により、「身体障害者手帳」または「愛の手帳」の写しの提出で診断書を省略できる場合があります。 ○申請者名義の振込先口座(普通預金)が確認できるものの写し  注)公簿での確認ができない場合は、申請者および児童の戸籍謄本の提出が必要となります。
	特別児童扶養手当 国制度			

◎ 個人番号(マイナンバー)のわかるものと本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)をお持ちください。  
 ◎ 住民票は、必要に応じて提出していただきます。(中野区外に居住する家族の住民票を含む)  
 ◎ 戸籍謄本等、必要書類は申請日から逆算して、1カ月以内の最新のものを用意してください。  
 ◎ 中野区に課税権のない方は、所得審査の対象となる所得を申告している自治体へ照会して所得を確認します。未申告の場合は申告が必要となります。  
 ◎ 児童扶養手当および特別児童扶養手当の申請において必要書類が不足している場合、書類が完備した日が受付日となりますのでご注意ください。

《問い合わせ先》〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所 3階子ども総合窓口 (平日8:30~17:00)

【手当】に関すること：児童手当係 03-3228-8952 (直通)

【医療費助成】に関すること：子ども医療助成係 03-3228-5623 (直通)

## ☆各所得限度額表☆

◇事業所得者の所得 = 総収入額 - 必要経費 + 譲渡所得等

◇給与所得者の所得 = 支払い給与の総額 - 給与所得控除額 + 譲渡所得等

※令和【N-1】年中所得 (令和【N-1】年1月~12月の1年間)	令和【N】年度児童育成手当(令和【N】年6月~令和【N+1】年5月分手当) 令和【N】年度児童扶養手当(令和【N】年11月~令和【N+1】年10月分手当) 令和【N】年度特別児童扶養手当(令和【N】年8月~令和【N+1】年7月分手当) 令和【N】年度ひとり親家庭等医療費助成(令和【N+1】年1月~12月)
の適用期間	

扶養人数	児童育成(障害)手当		特別児童扶養手当	
	申請者	申請者	扶養義務者※1 ・配偶者	
0人	3,604,000円	4,596,000円	6,287,000円	
1人	3,984,000円	4,976,000円	6,536,000円	
2人	4,364,000円	5,356,000円	6,749,000円	
3人	4,744,000円	5,736,000円	6,962,000円	
4人目以降	1人につき 380,000円加算		213,000円加算	

扶養人数	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成			
	児童扶養手当申請者※2・養育者※3		マル親申請者※2 ・養育者※3	扶養義務者※1 ・配偶者・養育者※3
	全部支給	一部支給		
0人	690,000円	2,080,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人目以降	1人につき 380,000円加算			

※1 扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める申請者(受給者)の直系血族(父母、子、祖父母等)及び兄弟姉妹です。同居親族の所得が対象になります。生計が別の場合はその証明書類を提出してください。

※2 令和【N-1】年中に支払われた養育費(子の父または母が受給者及び対象児童に対して支払う金品等)の80%を申請者(受給者)の所得として加算します(1円未満は四捨五入)。

※3 孤児以外を養育している場合は申請者と同じ所得制限、孤児等を養育している場合は扶養義務者と同じ所得制限。

## ◇所得から控除する金額と所得限度額に加算する金額

所得から控除する金額	申請者			扶養義務者	
	児童育成(障害)手当	児童扶養手当・マル親	特別児童扶養手当	児童扶養手当・マル親	特別児童扶養手当
社会保険相当額	80,000円			80,000円	
障害者・勤労学生	270,000円			270,000円	
特別障害者	400,000円			400,000円	
寡婦	270,000円	-----	270,000円	270,000円	
ひとり親	350,000円	-----	350,000円	350,000円	
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金	控除相当額			控除相当額	
配偶者特別	控除相当額			控除相当額	
譲渡所得等特別控除	特別措置法による額			特別措置法による額	
業務調整控除(注)	100,000円			100,000円	

(注) 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する申請者(受給者)の総所得金額の計算にあたり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する。

所得限度額に加算する金額	申請者			扶養義務者	
	児童育成(障害)手当	児童扶養手当・マル親	特別児童扶養手当	児童扶養手当・マル親	特別児童扶養手当
特定扶養親族1人につき	250,000円	150,000円	250,000円	-----	
70才以上同一生計配偶者	100,000円			-----	
老人扶養親族1人につき	100,000円			(注) 60,000円	

(注) 扶養親族が老人のみで2人以上いる場合には、2人目から60,000円(1人の場合は加算なし)。

## ☆手当月額等☆

★手当は原則として申請のあった月の翌月分から支給開始となります。

★医療費助成は原則として申請日より助成開始となります。

制度の名称		手当月額・医療費助成割合		支給月 ※3	
児童手当	0歳~3歳未満	15,000円		偶数月の12日	
	3歳~18歳年度末まで(1人目・2人目)※1	10,000円			
	0歳~18歳年度末まで(3人目以降)※1	30,000円			
児童育成手当	1人につき	13,500円		2・6・10月の12日	
児童育成障害手当	1人につき	15,500円			
児童扶養手当	全部支給	1人の場合	45,500円		1・3・5・7・9・11月の10日
		2人目以降の加算額	10,750円		
	一部支給※2	1人の場合	45,490円~10,740円		
		2人目以降の加算額	10,740円~5,380円		
特別児童扶養手当	1級認定	55,350円		4・8・11月の11日	
	2級認定	36,860円			
ひとり親家庭等医療費助成	非課税世帯	自己負担なし			
	課税世帯	1割自己負担			

※1 養育している22歳に達した日以後における最初の3月31日までのお子さんの中で何人目かを数えます。(多子加算の適用には「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。)

※2 一部支給の場合、手当額は所得に応じて決定されます。

※3 支払日が土日祝日にあたる場合はその前の平日に、届出の預金口座に振り込まれます。

## ☆申請後の流れ☆

※ 申請から認定までは約1~2か月かかります。

### ○児童手当・児童育成(障害)手当・児童扶養手当

申請書受理 → 書類審査 → 認定通知あるいは却下通知送付

※ 児童扶養手当認定者のうち、手当の支給がある者には証書を交付します。

### ○特別児童扶養手当

申請書受理 → 東京都に提出・書類審査 → 認定通知あるいは却下通知送付

※ 特別児童扶養手当認定者のうち、手当の支給がある者には受給証明書を交付します。

## ☆認定後の注意事項☆

・各手当(一部児童手当除く)及びマル親は、毎年現況届(更新の手続き)の提出が必要です。(マル親は児童扶養手当の現況届を提出した方に限り、提出不要です。)

・申請事項に変更があった場合は、至急届出が必要ですので、担当までお問い合わせください。

## ☆優遇制度☆

※ 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当受給証明書が交付された方

児扶・特児 … 都営水道料金の減免、粗大ごみ収集手数料・区営自転車駐輪場利用料の免除  
児扶のみ … 都営無料乗車券の交付、JR通勤定期券の割引等

※ 対象となる方には、改めて詳細をご案内します。